

**改正**

平成12年3月14日規則第17号

平成26年3月31日規則第27号

平成30年2月9日規則第2号

平成31年3月29日規則第27号

令和3年3月26日規則第23号

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

**第2条** 沖縄県工業技術交流センター（以下「交流センター」という。）の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する使用時間外においても交流センターを使用させることができる。

(休館日)

**第3条** 交流センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用許可の申請)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により、交流センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、沖縄県工業技術交流センター使用許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、講堂については使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日。以下同じ。）の6月前から1週間前まで、講堂以外の施設については使用しようとする日の3月前から3日前までの期間内に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、前項に定める期間を変更することができる。

（使用許可書の交付）

**第5条** 知事は、使用許可をしたときは、沖縄県工業技術交流センター使用許可書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更又は取消し）

**第6条** 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を得た事項を変更しようとするときは、沖縄県工業技術交流センター使用変更許可申請書（第3号様式）に使用許可書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、使用の変更の許可をしたときは、沖縄県工業技術交流センター使用変更許可書（第4号様式）を使用者に交付するものとする。
- 3 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、使用許可書（前項の沖縄県工業技術交流センター使用変更許可書を含む。）を添えて、沖縄県工業技術交流センター使用取消届（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（冷房の使用料）

**第7条** 条例別表備考2の規定により実費に相当する額を使用料として別に徴収する額は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

**第8条** 交流センターの施設使用料は、使用許可書の交付を受ける際に、納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 交流センターの附属設備使用料は、知事が定める日までにその全額を納付しなければならない。
- 3 条例第4条第2項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとする。
  - （1）許可された使用時間を超過して使用するとき。
  - （2）国又は地方公共団体が使用するとき。

(3) 知事がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の返還)

**第9条** 条例第4条第3項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき。 当該使用料の全額

(2) 使用者が、講堂を使用しようとする日前30日までに使用の取消しを届け出たとき。 当該使用料の5割

(3) 使用者が、講堂以外の施設を使用しようとする日前15日までに使用の取消しを届け出たとき。 当該使用料の5割

2 条例第4条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄県工業技術交流センター使用料返還申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(使用料の減免)

**第10条** 条例第5条に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるとおり減額し、又は免除するものとする。

(1) 沖縄県が使用するとき。 免除

(2) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）が、沖縄県と共催し、県内企業の生産技術の向上及び地域産業の振興に関する事業を行うために使用するとき。 免除

(3) 国等が、県内企業の生産技術の向上及び地域産業の振興に関する事業を行うために使用するとき。 5割

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。 知事が定める割合

2 条例第5条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、沖縄県工業技術交流センター使用料減免申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄県工業技術交流センター使用料減免承認書（第8号様式）を使用者に交付するものとする。

(使用方法等の事前打合わせ)

**第11条** 使用者は、事前に係員と施設等の使用方法、遵守事項その他必要事項を打ち合わせなければならない。

(使用者の遵守事項)

**第12条** 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設等を使用しないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (3) 入場者の秩序を維持するため、責任者を置き、及び必要に応じて整理員を置くこと。
- (4) 施設等は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。

(行為の制限)

**第13条** 使用者又は入場者は、交流センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (4) 許可を受けずに広告類を掲出し、又は配布すること。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 許可を受けずに寄附金品を募集し、又は物品若しくは飲食物を販売し、若しくは提供すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が不相当と認める行為

(損傷等の届出)

**第14条** 使用者は、その使用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

**第15条** 使用者は、施設等の使用を終えたときは、係員の点検を受けなければならない。

(補則)

**第16条** この規則に定めるもののほか、交流センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年 3月14日規則第17号)

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成26年 3月31日規則第27号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成30年 2月 9日規則第 2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月29日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収すべき施設冷房使用料について適用し、同日前に徴収すべき施設冷房使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年3月26日規則第23号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**別表**（第7条関係）

施設冷房使用料

区分	単位	使用料
講堂	1時間につき	1,520円
研修室	同	400円
会議室	同	400円
技術交流サロン	同	240円

沖縄県工業技術交流センター使用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり使用したいので申請します。

催物の名称					
使用目的					
催物の内容					
使用施設	使 用 日 時				人 員
講 堂	年 月 日 ( )	午後・午前	時 分	～	
	年 月 日 ( )	午後・午前	時 分		
研 修 室	年 月 日 ( )	午後・午前	時 分	～	
	年 月 日 ( )	午後・午前	時 分		
会 議 室	年 月 日 ( )	午後・午前	時 分	～	
	年 月 日 ( )	午後・午前	時 分		
技 術 交 流 サ ロ ン	年 月 日 ( )	午後・午前	時 分	～	
	年 月 日 ( )	午後・午前	時 分		
使 用 附 属 設 備	ビデオプロジェクター（大）・ビデオプロジェクター（小）・16mm映写機・スライド映写機・オーバーヘッドプロジェクター				
入 場 料	無 料	指定席 自由席 整理券 会員券	入場予定人員 名		
	有 料 ( 円)				
使用責任者 氏 名	使用責任者 の電話番号				
	施設使用料	附属設備使用料	冷房使用料	使用料減免額	計
使 用 料	円	円	円	円	円

（注）太線の枠内は、記入しないでください。

第2号様式（第5条関係）

沖縄県工業技術交流センター使用許可書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県工業技術交流センターの使用については、次のとおり許可します。

催物の名称			
使用目的			
催物の内容			
使用施設	使 用 日 時		人 員
講 堂	年 月 日 ( ) 午後・午前	時 分～	
	年 月 日 ( ) 午後・午前	時 分	
研 修 室	年 月 日 ( ) 午後・午前	時 分～	
	年 月 日 ( ) 午後・午前	時 分	
会 議 室	年 月 日 ( ) 午後・午前	時 分～	
	年 月 日 ( ) 午後・午前	時 分	
技 術 交 流 サ ロ ン	年 月 日 ( ) 午後・午前	時 分～	
	年 月 日 ( ) 午後・午前	時 分	
使 用 附 属 設 備	ビデオプロジェクター（大）・ビデオプロジェクター（小）・16mm映写機・スライド映写機・オーバーヘッドプロジェクター		
入 場 料	無 料 有 料 ( 円)	指定席 自由席 整理券 会員券	入場予定人員 名
使用責任者 氏 名		使用責任者 の電話番号	
使 用 料	円		
許可の条件	沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。		

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり変更使用したいので申請します。

催物の名称				
許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号		
変更の理由				
変更事項	変更前			
	変更後			
※	使用料	納付済額	追加徴収額	変更後の額
		円	円	円
※	備考			

- (注) 1 使用許可書を添付すること。  
2 太線の枠内は、記入しないでください。

第4号様式（第6条関係）

沖縄県工業技術交流センター使用変更許可書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県工業技術交流センターの使用変更については、次のとおり許可します。

催物の名称		
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更事項	変更前	
	変更後	
使用料	円	
備考		

沖縄県工業技術交流センター使用取消届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり使用の取消しをしたいので届け出ます。

催物の名称									
使用目的									
許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第	号				
許可を受けた 使用期間	年	月	日 ( )	時	分から 年	月	日 ( )	時	分まで
使用取消 の理由									
※ 使用料	既納使用料	返還割合	返還額	備 考					
	円	円	円						

- (注) 1 使用許可書を添付すること。  
2 太線の枠内は、記入しないでください。

沖縄県工業技術交流センター使用料返還申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり使用料の返還を申請します。

催物の名称			
許可年月日 及び許可番号	年	月	日 第 号
使用期間	年	月	日（ ） 時 分から 年
	年	月	日（ ） 時 分まで
返還申請 の理由			
既納使用料	円	返還申請額	円
備 考			

（注）使用料領収書を添付すること。

沖縄県工業技術交流センター使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり使用料の減額・免除を申請します。

催物の名称	
使用目的	
催物の内容	
使用期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
減額・免除を申請する理由	
備 考	

（注）この申請書は、使用許可申請書と同時に提出すること。

沖縄県工業技術交流センター使用料減免承認書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

次のとおり使用料を減額・免除します。

催物の名称						
使用目的						
催物の内容						
使用期間	<p style="text-align: center;">年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで</p>					
減額・免除	減免前の 使用料	円	減 額・ 免 除 額	円	減免後の 使用料	円
備 考						